

令和 6 年度第 1 回市民活動推進委員会資料

「市民活動」について

1. 第 9 期市民活動推進委員会が考える「市民活動」について

第 9 期市民活動推進委員会の答申案の作成に当たり、これまでの委員会における発言を踏まえ、第 9 期市民活動推進委員会が考える「市民活動」について意見をまとめたいと思います。

2. 確認作業について

これまでの委員会での発言を踏まえ、第 9 期市民活動推進委員会が考えるイメージ（案）を別紙のとおり作成しました。

内容についてご確認いただき、追記や修正等ありましたら、第 1 回市民活動推進委員会における全体協議の場でご発言いただければと思います。

令和6年度第1回市民活動推進委員会資料

「市民活動」について

(別紙)

市民活動の定義（市）

市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

⇒定義のため文言は硬くなってしまう

⇒市の定義の枠の中で、市民活動とはどのような活動なのか以下のように整理する

第9期市民活動推進委員会が考える市民活動のイメージ（案）

市の発展のために市民が主役となりながら、それぞれの興味ややりがい、他者や地域のために楽しんで活動するもの。

（参考）令和5年度第3回市民活動推進委員会ワークショップ成果 [市民活動とは]

（A テーブル）

個人の興味・やりがい+他者・地域のため

（B テーブル）

- ・市民が楽しんで活動することが大切 ・にこにこしている情景
- ・企業も市民！ ・「課題解決」が前提ではない ・入口を拓げる
- ・ボランティアだけでない ・趣味が発展して地域貢献につながることもある

（C テーブル）

市の発展のための市民が主役の活動